

平成18年3月31日
農 林 水 産 省

平成18年3月10日に混入を確認したアメリカ産うるち 精米の異物について

平成18年3月10日に農林水産省指定倉庫において、政府が保有しているアメリカ産うるち精米に混入を確認した「カビ状の異物」(3月13日公表)について、分析・同定を行った結果、カビ毒を生産する可能性を有するカビを同定したが、カビ毒自体は検出されなかった。

このため、当該倉庫に政府が保有し、これまでの間移動を凍結していたアメリカ産うるち精米(509トン)について、本日をもって移動の凍結を解除した。

なお、移動の凍結の解除を行った米穀の使用に当たっては、今後ともカビの混入の有無について確認し、異常のないもののみを使用することとしている。

また、異物の混入を確認した4袋は全量事故品として扱い、非食用向け(工業用糊等)に使用することとしている。

お問い合わせ先	
総合食料局食糧部消費流通課	
代表	03 - 3502 - 8111
直通	03 - 3501 - 3790
担当	坂口(内線5796)
	若林(内線5797)